

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

国民健康保険事業の取扱いについて

税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は、合併直前の医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整する。

また、標準基礎課税総額の算定方式については、現行の四方式とする。

軽減制度については、現行のとおりとする。

(均等割、世帯割の 7 割、5 割、2 割)

納期については、新市において 10 期を基本に統一する。ただし、本算定実施時期については、7 月とする。

保険給付事業については、現行のとおりとする。

葬祭費については、新市において統一する。

財政調整基金については、新市に 3 カ年間の保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）の平均額の 5% 以上持ち寄ることとする。ただし、現存する基金については、保有に努めることとする。

高額療養費貸付については、現行のとおりとする。

保険証の交付月については、合併時に統一する。

国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。